

# 茨城県報 第 5 3 0 号

平成 6 年 3 月 10 日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

- |                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ●茨城県建設機械打刻及び打刻検認手数料規則の一部を改正する規則（監理課） | ページ<br>2 |
| ●茨城県建設関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則（建築指導課）  | 2        |

### 告 示

- |   |    |
|---|----|
| ●普通職業訓練短期課程に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間（職業能力開発課） | 2  |
| ●農業振興地域の変更（3件）（農政企画課）                   | 3  |
| ●保安林の指定の解除の予定（2件）（林業課）                  | 11 |
| ●漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（漁政課）               | 11 |
| ●道路の区域の変更（5件）（道路維持課）                    | 12 |
| ●都市計画の決定（2件）（都市計画課）                     | 14 |
| ●都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園街路課）               | 17 |
| ●軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（県税事務所）             | 17 |
| ●特定計量器定期検査を行う区域，期日および場所（計量検定所）          | 17 |
| ●土地改良法に基づく換地処分（土地改良事務所）                 | 20 |
| ●土地改良区役員の就退任（ " ）                       | 20 |
| ●換地処分の公告（2件）（ " ）                       | 21 |
| ●土地改良事業の認可（6件）（ " ）                     | 22 |
| ●土地改良事業の適当決定（5件）（ " ）                   | 23 |

### （人 事 委 員 会）

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ●県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部改正 | 25 |
|------------------------|----|

### （大規模小売店舗審議会）

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| ●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示（2件） | 26 |
|------------------------------|----|

### 公 告

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ●茨城県平成 5 年度第 1 回公募公債の募集（財政課）    | 27 |
| ●開発行為の工事完了（建築指導課）               | 30 |
| ●平成 6 年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行（ " ） | 30 |

### 正 誤

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ●平成 6 年 2 月 7 日付け茨城県報第 521 号中 | 31 |
|-------------------------------|----|

---

## 規 則

---

### 茨城県規則第13号

茨城県建設機械打刻及び打刻検認手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建設機械打刻及び打刻検認手数料規則の一部を改正する規則

茨城県建設機械打刻及び打刻検認手数料規則（昭和30年茨城県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「27,000円」を「32,000円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

### 茨城県規則第14号

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則（昭和31年茨城県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,200円」を「6,100円」に、「7,200円」を「8,400円」に、「10,000円」を「12,000円」に、「29,000円」を「34,000円」に、「35,000円」を「42,000円」に、「47,000円」を「56,000円」に改める。

付 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

---

## 告 示

---

### 茨城県告示第321号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条の規定により、平成5年度の普通職業訓練短期課程（フレッシュマントレーニング事業）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

校 名	訓練の種類	普通職業訓練			
	訓練課程	短期課程			
区 分	訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月	
茨城県立日立産業技術専門学院	機械・金属系コース	25人	2日間	3月	
	電気系コース	20人	2日間	3月	
茨城県立下館産業技術専門学院	機械・金属系コース	10人	3日間	3月	
茨城県立水海道産業技術専門学院	機械・金属系コース	15人	3日間	3月	
茨城県立三和産業技術専門学院	電気系コース	20人	2日間	3月	
	機械・金属系コース	40人	2日間	3月	

茨城県告示第322号

昭和47年10月12日茨城県告示第1009号で指定した農業振興地域のうち友部地域については農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次のように変更する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

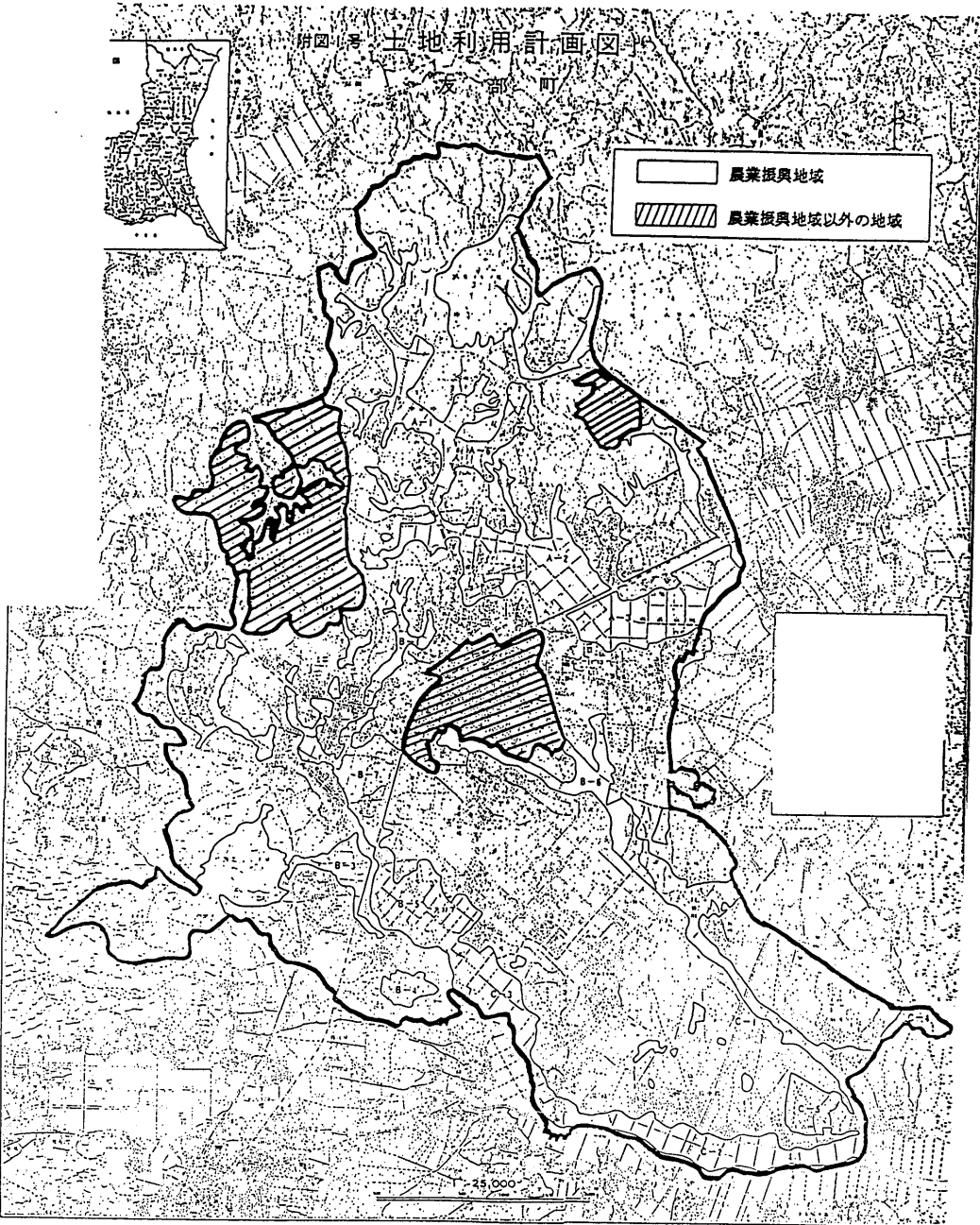
地 域 名	指 定 範 囲
友 部 地 域	<p>西茨城郡友部町のうち、次に掲げる区域以外の区域（別掲1のとおり）</p> <p>1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定に基づく用途地域</p> <p>2 大字小原字和尚塚2695番の159の北端を起点として2695番の159, 2695番の161, 2695番の115, 字朝日2704番, 2706番, 2708番, 字大日2758番, 2756番, 2755番, 2754番, 字朝日2762番, 2764番, 2765番, 2767番, 2776番の1, 2768番, 2776番の3, 2833番, 字笹峯2835番の1, 2841番, 字餽塚3876番, 3878番, 3881番, 3882番, 3887番, 3888番の1, 3888の2, 字富士4239番, 4238番, 4226番, 4226番の1, 4225番の1, 4223番, 4222番, 字滝川4311番の2, 4309番, 4311番, 4307番の1, 4301番, 4300番の2, 4300番の6, 4304番の1, 字和尚塚4258番の1, 4263番, 4284番, 2695番の141, 2695番の145, 2695番の185, 2695番の143, 2695番の156,</p>

2695番の155, 2695番の153, 2695番の152, 2695番の171, 2695番の151,  
 2695番の148, 2695番の5, 2695番の4, 東茨城郡内原町の境界, 国道50号  
 線, 起点を順次結んで囲まれた土地に内接する区域

3 農林省訓令第7号の規定で定められた国有林野の林班番号33, 49, 50,  
 52から54までの土地の区域

備考 上表中の地域名及び指定範囲は, 平成6年3月10日現在のものである。

別掲1



茨城県告示第323号

昭和47年10月12日茨城県告示第1009号で指定した農業振興地域のうち内原地域については農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次のように変更する。

平成 6 年 3 月 10 日

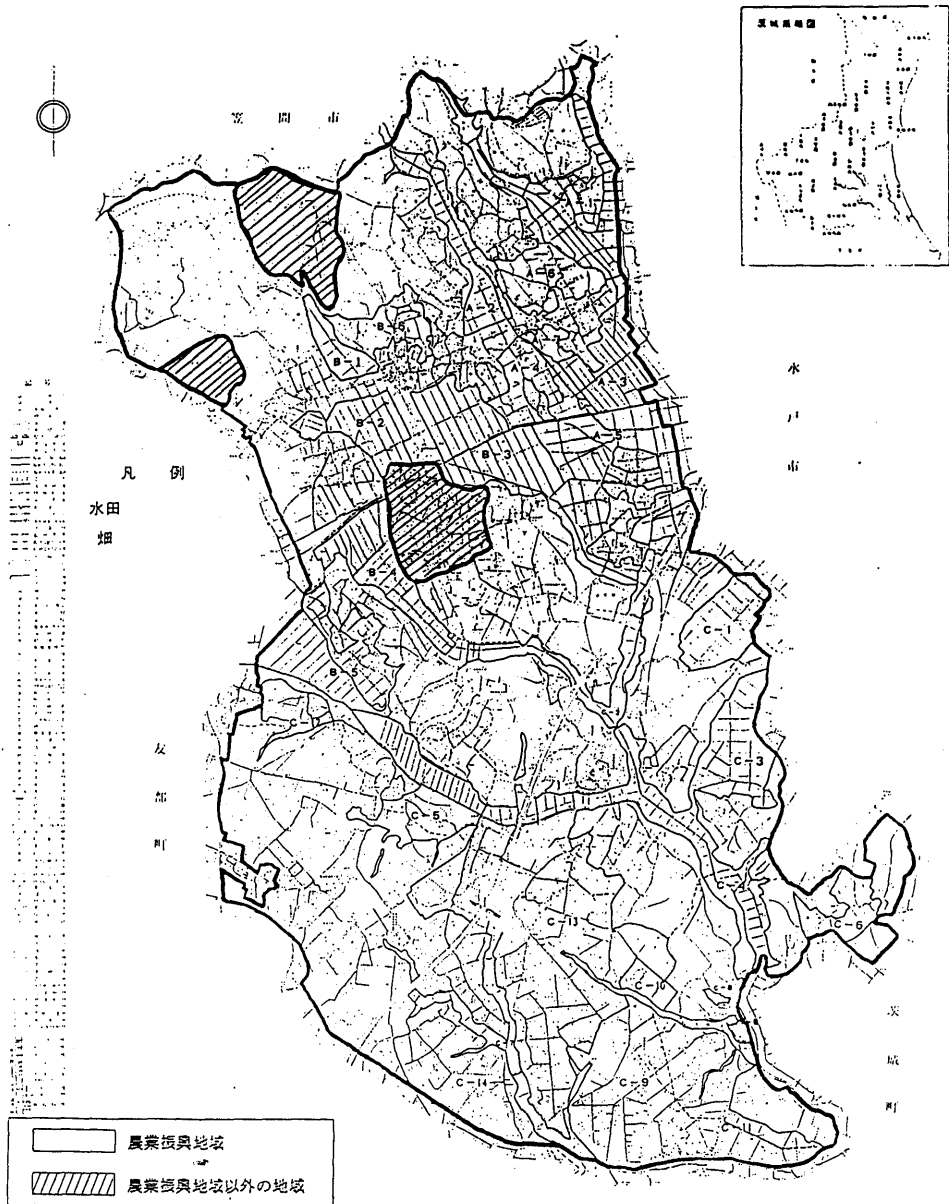
茨城県知事 橋 本 昌

地 域 名	指 定 範 囲
内 原 地 域	<p>東茨城郡内原町のうち、次に掲げる区域以外の区域（別掲2のとおり）</p> <p>1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定に基づく市街化区域</p> <p>2 大字有賀字関谷1943番の北端を起点として、1943番、1942番、1932番、1931番、字大平1925番、1924番、1922番、1920番、1918番の2、1910番の2、1、1911番、1914番の1、町道下10号線、1904番の6、大字杉崎字大谷津1458番、1437番 } , 1436番、字権現山 1438番 }</p> <p>1303番、1304番 } , 1306番、1324番、1326番、1323番のイ、ハ、1322番、 1305番 }</p> <p>1321番、1320番、1296番、 1294番の1 } 1295番 } , 1289番、1288番、 1300番 } 1301番 } 1282番 }</p> <p>字大部良1258番、1260番、1279番、1280番、字権現山1283番 } , 字大谷津 1284番 }</p> <p>1454番、1463番、1465番、1466番、1468番、1481番から1484番まで、大字有賀字金井峠1953番から1960番まで、町道下10号線、起点を順次結んで囲まれた区域</p> <p>1832番 } 3 大字杉崎字前峯1838番 } , の 1839番 }</p> <p>1832番 } 北端を起点として1838番 } , 字稲上1814番、1813番、1814番、1815番の1、 1839番 }</p> <p>2、1777番、1779番、1780番、1782番、字小泉谷1682番、1683番、字稲上</p>

1773番, 字洗沢1770番, 1762番, 1761番), 1764番, 1761番),  
 1763番) 1763番)  
 1765番), 字前峯1817番, 1820番の1, 2, 国道50号線, 1823番, 1817番,  
 1767番)  
 1831番, 起点を順次結んで囲まれた区域

備考 上表中の地域名及び指定範囲は、平成6年3月10日現在のものである。

別掲2



凡例  
 水田  
 畑  
 友部町  
 茨城町

農業振興地域  
 農業振興地域以外の地域

1:25,000

内原町役場

茨城県告示第324号

昭和46年10月25日茨城県告示第1096号で指定した農業振興地域のうち江戸崎地域及び、昭和48年2月1日茨城県告示第91号で指定した農業振興地域のうち美浦地域及び、昭和46年1月25日茨城県告示第80号で指定した農業振興地域のうち新利根地域については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次のように変更する。

平成 6 年 3 月 10 日

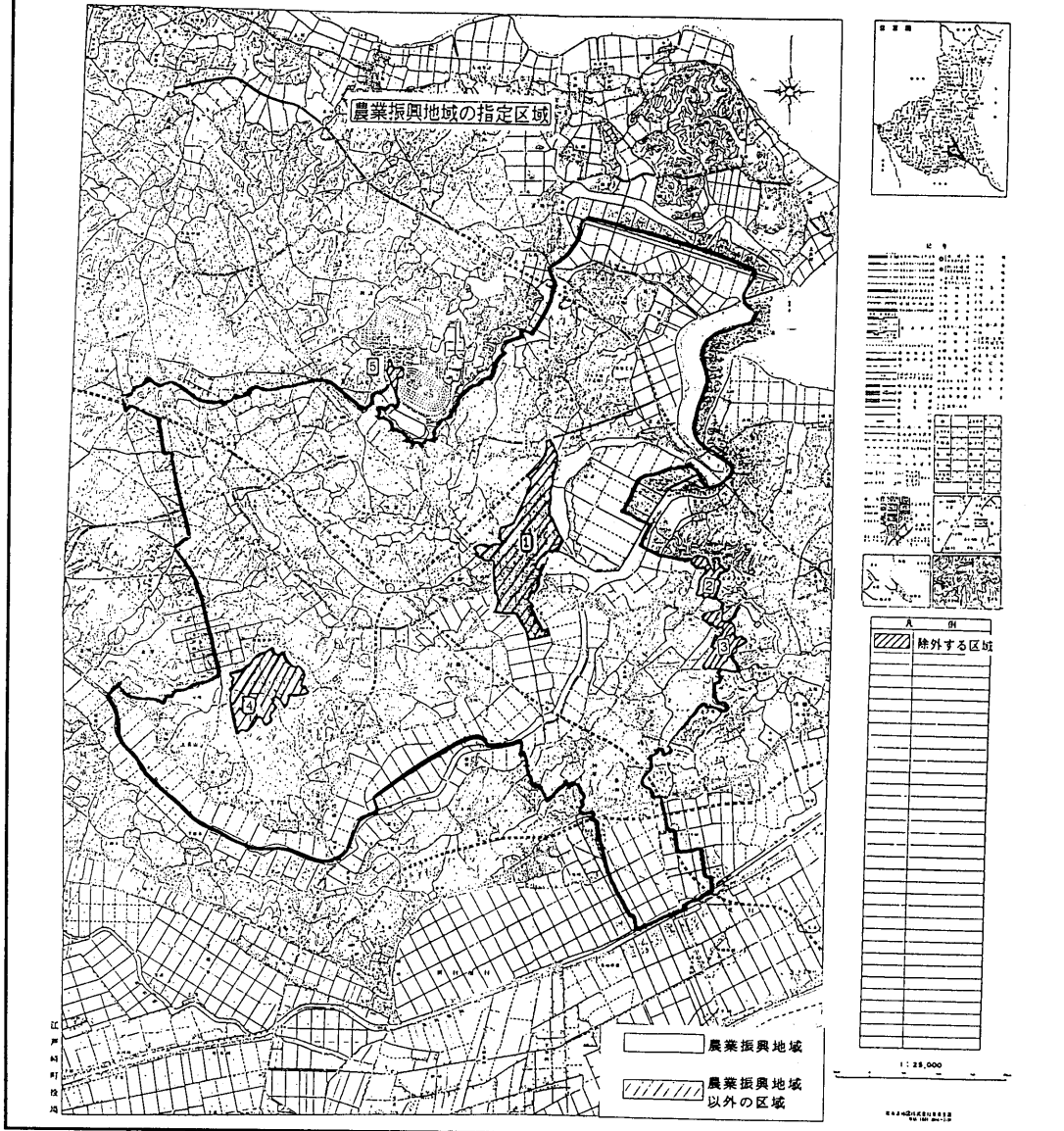
茨城県知事 橋 本 昌

地 域 名	指 定 範 囲
江戸崎地域	<p>江戸崎町のうち、次に掲げる区域以外の区域</p> <p>1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定に基づく市街化区域。（別掲1のとおり）</p> <p>2 町道5053号線と5063号線の交点を起点として、桜川村との町村境、大字高田字後科1125番の29、1215番の30、1215番の31、1215番の32、587番、587番の1、588番、589番、590番、591番、592番、593番、593番の1、594番、594番の1、595番、596番、597番、598番、599番、600番、610番、町道5053号線、5055号線、大字高田字後科601番、1215番の1、1215番の3、1215番の4、1215番の5、1215番の7、1215番の8、町道5059号線、5060号線、5055号線、5063号線を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>3 県道江戸崎・神崎線大字高田字新畑向23番の21地先を起点として、桜川村との町村境、町道5146号線、5145号線、5144号線、5114号線、大字高田字下原167番、163番、町道5142号線、5114号線、5140号線、5139号線、5145号線、5138号線、5123号線、大字高田字千葉野3649番の1、3649番の6、3685番の1、町道5138号線、大字高田字千葉野3707番、大字高田字新部田12番の3、12番の4、町道5131号線、大字高田字原20番の2、大字高田字新畑向546番、545番、542番、543番、530番の1、530番の2を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>4 町道106線大字羽賀字大塚1886番の3地先を起点として、町道2085線、大字羽賀字赤坂2017番、大字松山字大日峯2810番、2925番、2927番の1、町道2086号線、2088号線、大字松山字大日峯2819番、2888番、2889番、2901番、町道2094号線、大字松山字稻荷脇3361番、大字上君山字栗山久保3461番、3455番、町道107号線、106号線、2254号線、大字松山字遠原2929番、町道2265号線、大字羽賀字前山2070番の2、町道2265号線、大字羽賀字前山2074番、2077番、町道2269号線、大字羽賀字栗津谷2165番、大字羽賀字赤坂1998番、大字羽賀字大塚1898番、大字羽賀字大塚1886番の4、1886番の3を順次結んで囲まれた区域。</p>

美浦地域	稲敷郡美浦村のうち、次に掲げる区域以外の区域。(別掲2のとおり) 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の規定に基づく市街化区域。 2 公有水面
新利根地域	稲敷郡新利根村のうち、次に掲げる区域以外の区域。(別掲3のとおり) 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の規定に基づく市街化区域。

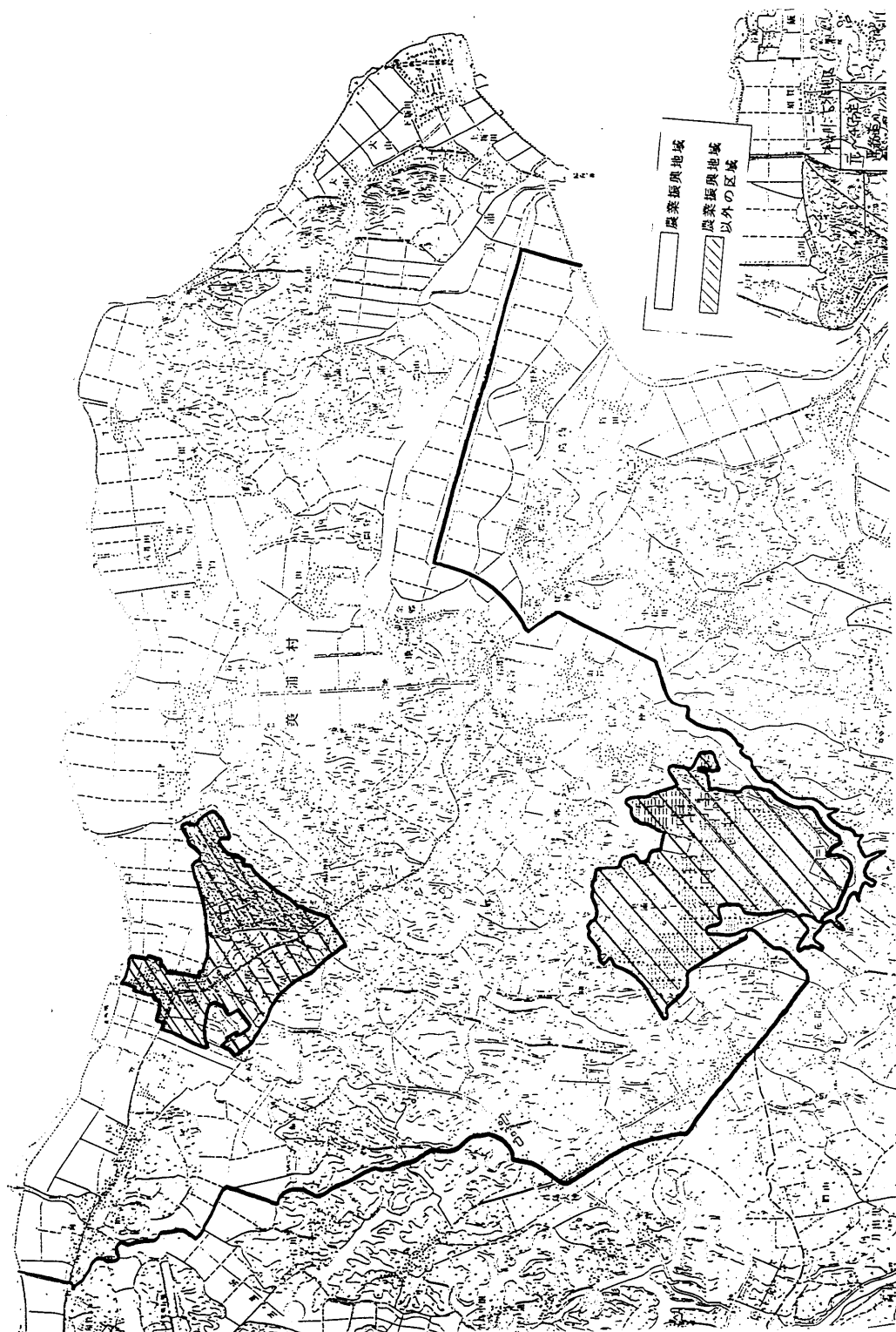
備考 上表中の地域名及び指定範囲は、平成6年3月10日現在のものである。

別掲1

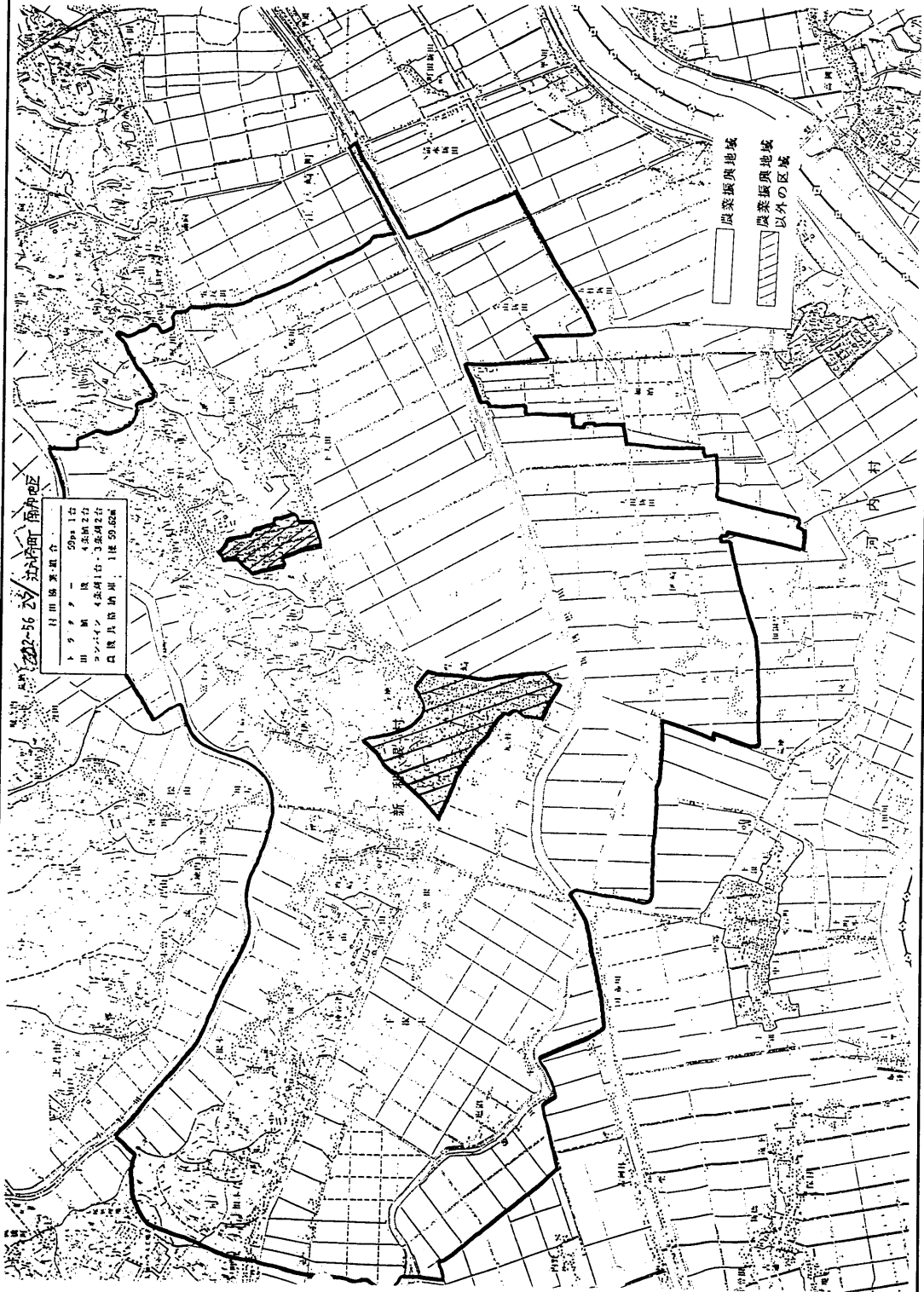




別掲2



別掲3



茨城県告示第325号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡大野村荒井字後346の 2, 346の 4, 346の 7, 346の11
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

茨城県告示第326号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡波崎町字内野割852の105
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

茨城県告示327号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

加入区	漁業協同組合
神 栖	常陸川漁業協同組合

## 茨城県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成6年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成6年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 取手東 線	稲敷郡河内村大字長竿字長竿 6396番1地先から	旧	最大 9.9 <sup>メートル</sup> 最小 3.8 最大35.0 最小16.2	3,364 <sup>メートル</sup> 2,865	
	稲敷郡河内村大字長竿字大境 3338番3地先まで	新	最大35.0 最小16.2	2,865	旧道移管
県道 取手東 線	稲敷郡河内村大字源清田字中曾根 1173番1地先から	旧	最大13.0 最小 4.0 最大24.0 最小 7.9	1,040 882	
	稲敷郡河内村大字源清田字新橋 1929番1地先まで	新	最大24.0 最小 7.9	882	旧道移管

## 茨城県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成6年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成6年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 道路の種類 県道
2. 路線名 紅葉石岡線
3. 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡玉里村大字田木谷 字寄居198番1地先から	旧	最大 8.5 <sup>メートル</sup> 最小 8.5	56 <sup>メートル</sup>	
新治郡玉里村大字田木谷 字寄居192番1地先まで	新	最大21.5 最小20.0	56	現道拡幅

茨城県告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成6年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成6年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 道路の種類 県道
2. 路線名 牛久守谷線
3. 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字守谷字庚塚甲 1610番地先から	旧	最大18.0 <sup>メートル</sup> 最小10.0	214 <sup>メートル</sup>	
北相馬郡守谷町大字守谷 字相の谷道上甲1658番1地先まで	新	最大34.0 最小16.0	214	現道拡幅

茨城県告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成6年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成6年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 道路の種類 県道
2. 路線名 谷井田稲戸井停車場線
3. 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市大字市之代字小沼538番6地先から	旧	最大12.0 <sup>メートル</sup> 最小5.0	1,500 <sup>メートル</sup>	
取手市大字上高井字新田649番1地先まで		最大29.0 最小12.0	2,600	
	新	最大29.0 最小12.0	2,600	旧道移管

## 茨城県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成6年3月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 道路の種類 一般国道
2. 路線名 355号
3. 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	摘要
新治郡玉里村大字栗又四箇字逆井 2548番11地先から	旧	最大14.5 <sup>メートル</sup> 最小12.0	メートル 210	
石岡市東光台三丁目2858番8地先まで	新	最大36.0 最小13.0	210	現道拡幅

## 茨城県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により稲敷東部台都市計画市街化区域及び市街化調整区域を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成6年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画を定める土地の区域

## (1) 市街化区域に定める部分

江戸崎町大字佐倉字佐倉原の一部

〃 大字江戸崎字大日久保、字大日台、字佐殿内、字門前通、字門前、字門前下、字田宿通、字戸張、字愛宕山、字愛宕、字荒町下、字荒宿下、字大宿下、字大町下、字南、字南前、字浜宿、字中宿、字天王前、字浜、字下宿、字たわめき、字新堀、字愛宕前、字愛宕下、字西町通、字本宿、字根宿、字西町、字中浜、字古城下、字岨、字戸張通、字戸張町通、字本宿町、字本宿通、字西町後、字佐藤ノ内、字佐渡ノ内、字戸張町、字金上臺、字追出し、字田宿上通、字田宿、字田宿下、字戸張下、字新宿下、字新宿通、字横町、字浜町通、字新山東、字後谷ツ、字伊勢ノ台、字不動院、字後谷津、字後谷、字荒町、字荒宿、字大宿、字古城西、字城下、字切通町、字根宿通、字新宿及び字金上台の全部

江戸崎町大字江戸崎字法蓮坊, 字荒匂, 字古屋敷, 字新山, 字外浦, 字須崎, 字道上沖, 字道城沖, 字居下, 字古橋, 字芝ヶ谷及び字西江戸崎の各一部

〃 大字高田字新平田の全部

〃 大字高田字馬場添新田, 字新畑向, 字原, 字新部田, 字千葉野及び字下原の各一部

美浦村 大字木原字渡戸, 字神後, 字田迎, 字後宿, 字浜, 字ハマ, 字塚田, 字大舟戸, 字大畑, 字平塚, 字神田, 字寺後, 字清月, 字後田, 字中道, 字荒地, 字本丸, 字居継, 字弁天, 字田中, 字河内下, 字新宿, 字石神, 字山戸堀, 字大和堀, 字新山, 字白籬, 字上宿, 字大防, 字大坊, 字北場, 字登宿, 字御茶園, 字南内, 字辻平, 字羽黒谷, 字羽黒, 字羽黒谷津, 字根火山, 字沢ノ池, 字大日下, 字押出し, 字きぜ及び字原の各一部

〃 大字請領字辺田, 字お茶ゑん, 字志き内, 字後谷津, 字如来寺後田及び字森戸の各一部

〃 大字美駒字美駒の一部

〃 大字信太字道葉様, 字駒場, 字入子, 字三十塚, 字大久保, 字山王西方, 字橋ノ下, 字台田, 字台田入, 字信太及び字信太原の各一部

〃 大字大須賀津字勢至, 字森戸及び字後谷津の各一部

〃 大字宮地字後田の一部

新利根村大字柴崎字下吉山, 字上吉山, 字九軒, 字新宿, 字寺地, 字寺地下, 字宿下, 字九軒下, 字一盃城, 字長峰, 字居鍵, 字三島, 字四反田, 字芝原及び字中吉山の各一部

〃 大字伊佐津字宮久保, 字道光坂及び字笹本の各一部

〃 大字下太田字権現下, 字権現久保, 字権現山, 字坂の台, 字諏訪原, 字大辺田, 字諏訪山及び字池下の各一部

## 2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市局都市計画課

### 茨城県告示第334号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により稲敷東部台都市計画道路を決定したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画を定める土地の区域

都市計画道路 3・4・5号 大須賀津・郷中線

茨城県稲敷郡 美浦村大字大須賀津 字後谷津の一部

大字請領 字新道, 字辺田, 字寺後, 字後谷津の各一部

大字木原 字原, 字門前, 字中道, 字清月, 宇田迎, 字大坊, 字大防, 字北場, 字南内, 字御茶園, 字澤ノ池, 字羽黒, 字根火山, 字横須賀, 字日本松の各一部

都市計画道路 3・4・6号 上宿・大須賀津線

茨城県稲敷郡 美浦村大字木原 字渡戸, 字大舟戸, 字二本松, 字浜の各一部

都市計画道路 3・4・7号 浜・郷中線

茨城県稲敷郡 美浦村大字木原 字大舟戸, 字塚田, 字横須賀, 字二本松, 字石神, 字新宿, 字白簇, 字御茶園, 字新山, 字北場, 字大坊, 字大防, 字田迎の各一部

都市計画道路 3・4・8号 郷中, 台線

茨城県稲敷郡 美浦村大字木原 字原, 字中道, 字後田, 字清月, 字寺後, 字神田, 字きぜ, 字居継の各一部

都市計画道路 3・4・9号 布佐・上宿線

茨城県稲敷郡 美浦村大字布佐 字上谷原の一部  
大字木原, 字居継, 字渡戸の各一部

都市計画道路 3・4・10号 土屋・新山線

茨城県稲敷郡 美浦村大字土屋 字赤松の一部  
大字信太 字信太原, 字芝ヶ谷の各一部  
茨城県稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字西寺, 字子角, 字荒坊, 字野々入, 字神倉, 字荒句, 字新山西, 字新山の各一部

都市計画道路 3・4・11号 道上沖・荒句線

茨城県稲敷郡江戸崎町大字江戸崎 字道上沖, 字道城沖, 字古城西, 字西町後, 字愛宕下, 字愛宕前, 字後谷津, 字後谷, 字新山東, 字新山, 字荒句の各一部

都市計画道路 3・4・12号 青宿・原線

茨城県稲敷郡江戸崎町大字高田 字青宿, 字泉山, 字古ヤ, 字馬場添, 字馬場添新畑, 字新畑向, 字新畑, 字原の各一部

都市計画道路 3・4・13号 伊佐津・寺地線

茨城県稲敷郡新利根村大字伊佐津 字道光坂の一部  
大字柴崎 字四反田, 字一盃城の各一部

都市計画道路 3・4・14号 柴崎中央線

茨城県稲敷郡新利根村大字柴崎 字居鍵, 字長峰, 字芝原, 字寺地の各一部

都市計画道路 3・4・15号 九軒・新宿線

茨城県稲敷郡新利根村大字柴崎 字九軒, 字下吉山, 字上吉山, 字芝原の各一部



2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

岩瀬町

2 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画公園事業  
6・5・201 岩瀬町総合運動公園

3 事業施行期間

昭和63年2月22日から平成11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第336号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の3の規定により告示する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県麻生県税事務所長 戸 塚 聖

県 名	特約業者の氏名 又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の 取消し年月日
茨 城	山 本 幸 二	茨城県鹿島郡波崎町8813-1-3	平成5年12月22日

茨城県告示第337号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、特定計量器定期検査を行う区域、期日および場所を次のように定めたので公示する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県計量検定所長 川 崎 次 男

執行区域	器物提出の日時	器物提出の場所
波 崎 町	平成 6 年 4 月 11 日から (10時から) 平成 6 年 4 月 13 日まで (15時まで)	波 崎 町 臨 時 計 量 検 査 所
神 栖 町	平成 6 年 4 月 14 日から (10時から) 平成 6 年 4 月 15 日まで (15時まで)	神 栖 町 臨 時 計 量 検 査 所
鹿 島 町	平成 6 年 4 月 18 日から (10時から) 平成 6 年 4 月 19 日まで (15時まで)	鹿 島 町 臨 時 計 量 検 査 所
大 野 村	平成 6 年 4 月 20 日 (10時から) (15時まで)	大 野 村 臨 時 計 量 検 査 所
大 洋 村	平成 6 年 4 月 21 日から (10時から) 平成 6 年 4 月 22 日まで (15時まで)	大 洋 村 臨 時 計 量 検 査 所
鉾 田 町	平成 6 年 4 月 25 日から (10時から) 平成 6 年 4 月 26 日まで (15時まで)	鉾 田 町 臨 時 計 量 検 査 所
旭 村	平成 6 年 4 月 27 日 (10時から) (15時まで)	旭 村 臨 時 計 量 検 査 所
土 浦 市	平成 6 年 5 月 12 日から (10時から) 平成 6 年 5 月 13 日まで (15時まで)	土 浦 市 臨 時 計 量 検 査 所
	平成 6 年 5 月 16 日から (10時から) 平成 6 年 5 月 19 日まで (15時まで)	土 浦 市 臨 時 計 量 検 査 所
	平成 6 年 5 月 23 日から (10時から) 平成 6 年 5 月 27 日まで (15時まで)	土 浦 市 臨 時 計 量 検 査 所
石 岡 市	平成 6 年 6 月 1 日から (10時から) 平成 6 年 6 月 3 日まで (15時まで)	石 岡 市 臨 時 計 量 検 査 所
	平成 6 年 6 月 6 日から (10時から) 平成 6 年 6 月 8 日まで (15時まで)	石 岡 市 臨 時 計 量 検 査 所
美 野 里 町	平成 6 年 6 月 9 日 (10時から) (15時まで)	美 野 里 町 臨 時 計 量 検 査 所
小 川 町	平成 6 年 6 月 10 日 (10時から) (15時まで)	小 川 町 臨 時 計 量 検 査 所
	平成 6 年 6 月 13 日 (10時から) (15時まで)	小 川 町 臨 時 計 量 検 査 所
茨 城 町	平成 6 年 6 月 14 日から (10時から) 平成 6 年 6 月 16 日まで (15時まで)	茨 城 町 臨 時 計 量 検 査 所
大 洗 町	平成 6 年 6 月 17 日 (10時から) (15時まで)	大 洗 町 臨 時 計 量 検 査 所
	平成 6 年 6 月 20 日から (10時から) 平成 6 年 6 月 21 日まで (15時まで)	大 洗 町 臨 時 計 量 検 査 所
御 前 山 村	平成 6 年 6 月 22 日から (10時から) 平成 6 年 6 月 23 日まで (15時まで)	御 前 山 村 臨 時 計 量 検 査 所
桂 村	平成 6 年 6 月 24 日 (10時から) (15時まで)	桂 村 臨 時 計 量 検 査 所
常 北 町	平成 6 年 6 月 27 日から (10時から) 平成 6 年 6 月 28 日まで (15時まで)	常 北 町 臨 時 計 量 検 査 所
内 原 町	平成 6 年 6 月 29 日から (10時から) 平成 6 年 6 月 30 日まで (15時まで)	内 原 町 臨 時 計 量 検 査 所
常 陸 太 田 市	平成 6 年 7 月 4 日から (10時から) 平成 6 年 7 月 8 日まで (15時まで)	常 陸 太 田 市 臨 時 計 量 検 査 所

執行区域	器物提出の日時	器物提出の場所
常陸太田市	平成6年7月11日から (10時から) 平成6年7月12日まで (15時まで)	常陸太田市臨時計量検査所
金砂郷町	平成6年7月14日から (10時から) 平成6年7月15日まで (15時まで)	金砂郷町臨時計量検査所
水府村	平成6年7月18日から (10時から) 平成6年7月19日まで (15時まで)	水府村臨時計量検査所
里美村	平成6年7月20日 (10時から) (15時まで)	里美村臨時計量検査所
大子町	平成6年7月21日から (10時から) 平成6年7月22日まで (15時まで)	大子町臨時計量検査所
	平成6年7月25日から (10時から) 平成6年7月27日まで (15時まで)	大子町臨時計量検査所
下館市	平成6年8月22日から (10時から) 平成6年8月26日まで (15時まで)	下館市臨時計量検査所
	平成6年8月29日から (10時から) 平成6年8月31日まで (15時まで)	下館市臨時計量検査所
竜ヶ崎市	平成6年9月1日から (10時から) 平成6年9月2日まで (15時まで)	竜ヶ崎市臨時計量検査所
	平成6年9月5日から (10時から) 平成6年9月8日まで (15時まで)	竜ヶ崎市臨時計量検査所
河内村	平成6年9月9日 (10時から) (15時まで)	河内村臨時計量検査所
	平成6年9月12日 (10時から) (15時まで)	河内村臨時計量検査所
新利根村	平成6年9月13日から (10時から) 平成6年9月14日まで (15時まで)	新利根村臨時計量検査所
東村	平成6年9月19日 (10時から) (15時まで)	東村臨時計量検査所
桜川村	平成6年9月20日から (10時から) 平成6年9月21日まで (15時まで)	桜川村臨時計量検査所
江戸崎町	平成6年9月22日 (10時から) (15時まで)	江戸崎町臨時計量検査所
	平成6年9月26日 (10時から) (15時まで)	江戸崎町臨時計量検査所
美浦村	平成6年9月27日 (10時から) (15時まで)	美浦村臨時計量検査所
阿見町	平成6年9月28日から (10時から) 平成6年9月29日まで (15時まで)	阿見町臨時計量検査所
荃崎町	平成6年9月30日 (10時から) (15時まで)	荃崎町臨時計量検査所
岩井市	平成6年9月26日から (10時から) 平成6年9月30日まで (15時まで)	岩井市臨時計量検査所
水海道市	平成6年10月3日から (10時から) 平成6年10月7日まで (15時まで)	水海道市臨時計量検査所
石下町	平成6年10月20日から (10時から) 平成6年10月21日まで (15時まで)	石下町臨時計量検査所
	平成6年10月24日 (10時から) (15時まで)	石下町臨時計量検査所

執行区域	器物提出の日時	器物提出の場所
千代川村	平成6年10月25日 (10時から) (15時まで)	千代川村臨時計量検査所
八千代町	平成6年10月26日から (10時から) 平成6年10月28日まで (15時まで)	八千代町臨時計量検査所
猿島町	平成6年11月7日から (10時から) 平成6年11月8日まで (15時まで)	猿島町臨時計量検査所
境町	平成6年11月9日から (10時から) 平成6年11月11日まで (15時まで)	境町臨時計量検査所
五霞村	平成6年11月14日 (10時から) (15時まで)	五霞村臨時計量検査所
総和町	平成6年11月15日から (10時から) 平成6年11月16日まで (15時まで)	総和町臨時計量検査所
三和町	平成6年11月17日から (10時から) 平成6年11月18日まで (15時まで)	三和町臨時計量検査所
北茨城市	平成6年11月17日から (10時から) 平成6年11月18日まで (15時まで)	北茨城市臨時計量検査所
	平成6年11月21日から (10時から) 平成6年11月22日まで (15時まで)	北茨城市臨時計量検査所
	平成6年11月24日から (10時から) 平成6年11月25日まで (15時まで)	北茨城市臨時計量検査所
	平成6年11月28日から (10時から) 平成6年11月29日まで (15時まで)	北茨城市臨時計量検査所
高萩市	平成6年12月1日から (10時から) 平成6年12月2日まで (15時まで)	高萩市臨時計量検査所
	平成6年12月5日から (10時から) 平成6年12月8日まで (15時まで)	高萩市臨時計量検査所
十王町	平成6年12月12日 (10時から) (15時まで)	十王町臨時計量検査所
県内全域	平成6年4月11日から (10時から) 平成6年12月27日まで (15時まで) (ただし、土、日、祭日、休日を除く)	茨城県計量検定所

茨城県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律195号）第89条の2第9項の規定により、県営水海道東部第2地区土地改良事業（区画整理）第2換地区に係る換地処分をした。

平成6年3月10日

茨城県下館土地改良事務所長 片山 栄三

茨城県告示第339号

水戸市田谷町4613番地に事務所を置く田谷土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

1. 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水戸市田谷町4613番地	理 事	高 安 實	
” ” 1447番地	”	宮 田 靜	
” ” 278番地の 1	”	宮 田 豊 實	
” ” 268番地	”	矢野倉 西	
” ” 23番地	”	小 林 勝 利	
” ” 56番地	”	石 川 登美男	
” ” 92番地	”	田 尻 満	
” ” 2876番地	”	横 田 文 夫	
” ” 84番地	”	石 川 操	
” ” 49番地の 2	”	石 川 勲	
” ” 335番地の 1	”	宮 田 正	
” ” 173番地	”	大 澤 博	
” ” 235番地	”	高 安 清 治	
” 上河内町546番地	”	川 津 信	
” ” 526番地の 1	”	小 貫 春 雄	
” ” 604番地の 1	”	薄 井 力 藏	
” 下国井町680番地	”	木 村 久 壽	
” ” 3102番地の 1	”	根 本 幸 衛	
” ” 3174番地	”	木 村 誠	
” 田谷町251番地	監 事	高 安 秀 明	
” 上河内町566番地	”	川 津 栄 一	
” 下国井町3240番地	”	大曾根 敏 雄	

茨城県告示第340号

平成 6 年 2 月 15 日付け太土改指令第 10 号をもって認可した小室地区の換地計画については、小室地区土地改良事業共同施行代表者根本操から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

**茨城県告示第341号**

平成 6 年 2 月 15 日付け太土改指令第 11 号をもって認可した藤田地区の換地計画については、藤田地区土地改良事業共同施行代表者萩谷幸男から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

---

**茨城県告示第342号**

平成 5 年 11 月 25 日付けで、大和村長から認可申請のあった広尾前地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 14 日認可した。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県下館土地改良事務所長 片 山 栄 三

---

**茨城県告示第343号**

平成 5 年 11 月 25 日付けで、大和村長から認可申請のあった並木地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 14 日認可した。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県下館土地改良事務所長 片 山 栄 三

---

**茨城県告示第344号**

平成 5 年 11 月 25 日付けで、大和村長から認可申請のあった南馬場地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 14 日認可した。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県下館土地改良事務所長 片 山 栄 三

---

**茨城県告示第345号**

平成 5 年 11 月 9 日付けで、真壁町長から認可申請のあった飯塚地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 14 日認可した。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県下館土地改良事務所長 片 山 栄 三

---

茨城県告示第346号

平成 5 年 11 月 9 日 付けで、真壁町長から認可申請のあった金井地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 14 日認可した。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県下館土地改良事務所長 片 山 栄 三

茨城県告示第347号

平成 5 年 11 月 9 日 付けで、真壁町長から認可申請のあった下小幡地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 14 日認可した。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県下館土地改良事務所長 片 山 栄 三

茨城県告示第348号

岡堰土地改良区から平成 6 年 1 月 28 日 付けで認可申請のあった宮和田新田第 1 地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 23 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し

宮和田新田第 1 地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 6 年 3 月 11 日から平成 6 年 4 月 8 日まで

3 縦覧の場所

藤代町役場

茨城県告示第349号

岡堰土地改良区から平成 6 年 1 月 20 日 付けで認可申請のあった岡地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 23 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し

岡地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 6 年 3 月 11 日から平成 6 年 4 月 8 日まで

3 縦覧の場所

取手市役所

藤代町役場

茨城県告示第350号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成 6 年 1 月 24 日付けで認可申請のあった北中島第 2 地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 23 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し

北中島第 2 地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 6 年 3 月 11 日から平成 6 年 4 月 8 日まで

3 縦覧の場所

つくば市役所

茨城県告示第351号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から平成 6 年 1 月 24 日付けで認可申請のあった篠崎地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 23 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し



篠崎地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

平成 6 年 3 月 11 日から平成 6 年 4 月 8 日まで

3 縦 覧 の 場 所

つくば市役所

茨城県告示第352号

八千代町仁江戸土地改良区から平成 6 年 1 月 26 日付けて認可申請のあった仁江戸地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年度法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 6 年 2 月 2 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県下館土地改良事務所長 片 山 栄 三

1 縦覧に供する書類

八千代町仁江戸土地改良区定款の写し

仁江戸地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

平成 6 年 3 月 11 日から平成 6 年 4 月 8 日まで

3 縦 覧 の 場 所

八千代町役場

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 1 号

昭和42年 5 月 8 日茨城県人事委員会告示第 3 号で告示した県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部を次のように改正し、平成 6 年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用する。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

別表第 2 水戸市の部中「元石川町」の次に「，けやき台 1 丁目から 3 丁目まで」を加え、同表日立市の部中「東滑川町一丁目から三丁目まで」を「東滑川町一丁目から四丁目まで」に改め、「，水木町」を削り、「大みか町一丁目から四丁目まで」を「大みか町一，二，三，四，七丁目」に改め、「，久慈町」を削り、「田尻町一丁目から三丁目まで」を「田尻町一丁目から四丁目まで」に改め、「相田町一丁目から三丁目まで」の次に「，かみあい町一丁目から三丁目まで」を加え、「石名坂町一丁目」を「石名坂町一，二丁目」に改め、同表土浦市の部中「霞ヶ岡町」の次に「，烏山一丁目から五丁目まで」を、「卸町一，二丁目」の次に「，永国台」を加え、「並木一丁目から四丁目まで，都和一丁目から三丁目まで」を「，並木一丁目から五丁目まで，都和一丁目から四丁目，

東若松町、板谷一丁目から七丁目まで」に改め、同表古河市の部中「三和」の次に「、けやき平一、二丁目」を加え、同表石岡市の部中「並木」の次に「、南台一丁目から四丁目まで、大谷津」を加え、同表下館市の部中「徳持」の次に「、旭ヶ丘」を加え、同表那珂湊市の部中「阿字ヶ浦町」の次に「、山崎」を加え、同表勝田市の部中「東大島 1 丁目から 4 丁目まで」の次に「、堂端一、二丁目、西大島一丁目から三丁目まで、外野一、二丁目」を加え、「大平 2 丁目から 4 丁目まで」を「大平一丁目から四丁目まで」に改め、同表牛久市の部中「女化町」の次に「、中央四丁目、神谷一丁目から五丁目まで」を、「遠山町」の次に「、南一丁目から七丁目まで、神谷六丁目」を加え、同表西茨城郡の部岩瀬町の項中「大泉」の次に「、東桜川一、二丁目、西桜川一丁目から三丁目まで、御領一丁目から三丁目まで、明日香一丁目から四丁目まで、富士見台一、三、四丁目」を、「稲」の次に「、東桜川三丁目、富士見台二丁目」を加え、同表多賀郡の部十王町の項中「伊師」の次に「、友部東一丁目から四丁目まで」を加え、同表稲敷郡の部江戸崎町の項中「桑山」の次に「、荒沼、南ヶ丘」を加え、同表同部阿見町の項中「竹来」の次に「、南平台二丁目」を加え、同表新治郡の部千代田町の項中「稲吉東一丁目から六丁目まで」の次に「、稲吉南一丁目から三丁目まで」を加え、同表北相馬郡の部守谷町の項中「薬師台一丁目から七丁目まで」の次に「、緑一、二丁目」を加え、同表同部藤代町の項中「高須」の次に「、桜が丘」を加え、同表同部利根町の項中「立木」の次に「、もえぎ野台一丁目から五丁目まで」を加える。

~~~~~  
(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第12号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名匠及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革） (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 6 年 3 月 10 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 セイブ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ東海店  
那珂郡東海村舟石川568 番地の 1 外
- 3 現在の店舗面積 483㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 345㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成 6 年 11 月 1 日

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第13号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の円滑） (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成6年3月10日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 セイブ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ中丸店  
水戸市中丸町字トチ山543番地1外
- 3 現在の店舗面積 475㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 464㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成6年12月1日

---

## 公 告

---

## ◎茨城県平成5年度第1回公募公債の募集

茨城県平成5年度第1回公募公債を次の発行要項により募集する。

平成6年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県平成5年度第1回公募公債発行要項

- 1 発行者の名称 茨城県
- 2 発行総額 金70億円
- 3 発行の目的  
平成5年度茨城県一般公共事業及び一般単独事業に充当するため
- 4 証券の種類  
1万円、10万円、100万円の3種とする。無記名式利札付にかぎるものとし、その分割又は併合はしない。
- 5 利 率 年4.4パーセント
- 6 発行価額 額面100円につき金99円40銭

7 償 還 金 額 額面100円につき金100円

8 償還の方法及び期限

- (1) 元金は、平成16年3月23日にその全額を償還する。
- (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
- (3) 繰上償還は、いつでもこれをすることができる。
- (4) 買入消却は、いつでもこれをすることができる。

9 利息支払の方法及び期限

- (1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成6年9月23日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月23日及び9月23日の2回に、各々その日までの前半箇年分を支払う。
- (2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
- (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
- (4) 償還期日後は、利息を付けない。

10 元利金支払場所

株式会社常陽銀行本店及び国内各支店  
株式会社日本興業銀行本店  
株式会社日本長期信用銀行本店  
株式会社関東銀行本店及び支店  
株式会社茨城銀行本店  
株式会社つくば銀行本店及び水戸支店  
株式会社第一勧業銀行本店及び水戸支店  
株式会社富士銀行本店及び水戸支店  
株式会社三菱銀行本店及び水戸支店  
株式会社三和銀行東京営業部及び土浦支店  
株式会社さくら銀行東京営業部及び土浦支店  
株式会社あさひ銀行本店及び土浦支店  
安田信託銀行株式会社本店及び水戸支店  
東洋信託銀行株式会社本店及び水戸支店  
中央信託銀行株式会社本店及び水戸支店  
日本信託銀行株式会社本店及び水戸支店  
大和証券株式会社本店及び水戸支店  
野村証券株式会社本店及び水戸支店  
日興証券株式会社本店及び水戸支店  
山一証券株式会社本店及び水戸支店  
新日本証券株式会社本店及び水戸支店

勸角証券株式会社本店及び水戸支店  
水戸証券株式会社本店及び水戸支店  
和光証券株式会社本店及び土浦支店  
山種証券株式会社本店及び土浦支店  
岡三証券株式会社本店及び勝田支店  
国際証券株式会社本店及び水戸支店  
東洋証券株式会社本店及び土浦支店  
ユニバーサル証券株式会社本店及び土浦支店  
藍沢証券株式会社本店及び水戸支店  
中央証券株式会社本店及び南つくば支店

11 申 込 期 日 平成 6 年 3 月 17 日

12 募 入 方 法

応募超過の場合には、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。

13 払 込 期 日 平成 6 年 3 月 23 日

14 募集の受託会社

株式会社常陽銀行 株式会社日本興業銀行 株式会社日本長期信用銀行

15 引受及び募集取扱会社

|              |            |
|--------------|------------|
| 株式会社常陽銀行     | 株式会社日本興業銀行 |
| 株式会社日本長期信用銀行 | 株式会社関東銀行   |
| 株式会社茨城銀行     | 株式会社つくば銀行  |
| 株式会社第一勧業銀行   | 株式会社富士銀行   |
| 株式会社三菱銀行     | 株式会社三和銀行   |
| 株式会社さくら銀行    | 株式会社あさひ銀行  |
| 安田信託銀行株式会社   | 東洋信託銀行株式会社 |
| 中央信託銀行株式会社   | 日本信託銀行株式会社 |
| 大和証券株式会社     | 野村証券株式会社   |
| 日興証券株式会社     | 山一証券株式会社   |
| 新日本証券株式会社    | 勸角証券株式会社   |
| 水戸証券株式会社     | 和光証券株式会社   |
| 山種証券株式会社     | 岡三証券株式会社   |
| 国際証券株式会社     | 東洋証券株式会社   |
| ユニバーサル証券株式会社 | 藍沢証券株式会社   |
| 中央証券株式会社     |            |

16 登 録 機 関 株式会社常陽銀行

17 応募者利回り 年4.486パーセント

**◎開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成6年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

**1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称**

北茨城市関南町神岡上字東側619番4の一部（第3工区から第7工区）

**2. 事業主の住所及び氏名**

北茨城市磯原町磯原1630

北茨城市長 豊 田 稔

**◎平成6年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項に規定する茨城県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成6年3月10日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 期日及び時間****(1) 学科の試験**

7月10日（日）午前10時から午後5時10分まで

**(2) 設計製図の試験**

9月18日（日）午前11時30分から午後4時まで

**2 試 験 地****(1) 学科の試験**

水戸市文京2丁目1番

茨城大学教養部

**(2) 設計製図の試験**

水戸市元吉田町1012

県立水戸工業高等学校

**3 受験申込手続****(1) 受験申込受付期間及び受付場所**

平成6年4月18日（月）から4月22日（金）までの5日間

水戸市中央1-4-1

水戸市民会館

(2) 受付時間

午前10時から午後 4 時まで

(3) 受験申込方法

受験申込書は、3 の(1)の受付場所に直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り郵送を認める。郵送の場合は、水戸市大町 3 丁目 1 番 22 号の社団法人茨城県建築士会あてに、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手を貼った宛先明記の受検票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

4 合格者の発表

平成 6 年 11 月 30 日 (水) 頃

なお、学科の試験については、平成 6 年 9 月 2 日 (金) 頃に発表する。

5 そ の 他

設計製図の課題は、平成 6 年 6 月 29 日 (水) 頃から財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人茨城県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。



正 誤

平成 6 年 2 月 7 日付け茨城県報第 521 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行      | 誤  | 正  |
|-----|--------|----|----|
| 3   | 上から 19 | 市道 | 県道 |
| 4   | 上から 4  | 市道 | 県道 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)